

宝塚友の会会員規約（ジュニア会員版）

第 1 条（総則）

1. この会は、宝塚友の会（以下「友の会」という）と称し、友の会の運営は阪急電鉄株式会社（以下「阪急電鉄」という）が行うものとします。
2. 友の会は、宝塚歌劇を心から愛してくださる方々のための組織とし、友の会を通じ宝塚歌劇への理解を深めていただくことを目的とします。
3. 友の会は、本会員とジュニア会員の 2 種類の会員種別を設置するものとし、本規約は、ジュニア会員の会員規約を定めるものとします。
4. ジュニア会員及び親権者（以下「会員等」という）は、友の会所定の方法により、阪急電鉄または阪急電鉄以外の興行主催者が主催する宝塚歌劇公演のチケット（以下「チケット」という）の購入など、友の会が定めたサービス（以下「サービス」という）の提供を受けることができます。
5. サービスの詳細ならびにその運用は、「友の会ガイドブック」で定めるものとします。
6. 会員等は、友の会が第 4 項のサービスの提供にあたり、会員証発行等の諸業務を三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）へ委託することを、あらかじめ承認するものとします。

第 2 条（会員及び会員証）

1. ジュニア会員とは、親権者と生計をともにする中学生以上（原則 18 歳未満）の者で、親権者の同意のもと、本規約を承認して友の会に入会を申し込み、友の会が入会を認め会員証を貸与した方を指します。
2. ジュニア会員には、友の会会員証として「タカラヅカレビュー STACIA ジュニアカード」（以下「カード」という）が発行されます。
3. 会員等は、別途定める「タカラヅカレビュー STACIA 会員規約（ジュニア会員版）」「宝塚歌劇 Web チケットサービス利用規約」等の関連する利用規約（以下「規約等」という）を遵守するものとします。

第 3 条（会員証の使用）

1. ジュニア会員は、本規約を遵守して会員証を使用するとともに、会員証の呈示を求められた場合には、速やかにこれを呈示するものとします。会員証の呈示がない場合、観劇及びその他のサービスの利用をお断りすることがあります。

2. 親権者は、ジュニア会員が本規約を遵守し会員証を利用することに対して責任を負うこととします。
3. 会員証は、理由の如何を問わず、会員証表面に氏名が印字されたジュニア会員本人以外は親権者を含め使用できないものとします。会員等は、貸与・譲渡・質入・寄託等のジュニア会員以外に会員証の使用を可能にするような行為をしてはなりません。
4. 会員等は、会員証の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします
5. 阪急電鉄または阪急電鉄以外の興行主催者は、ジュニア会員による会員証の使用にあたり、第三者によるなりすましを防止するなどの観点から必要であると判断した場合は、会員証に加えて、本人であることを証明する確認資料の提示、もしくは個人情報の確認を求めることができます。

第 4 条（入会金及び年会費）

1. 親権者は、友の会所定の入会金及び年会費を所定の方法で支払うものとします。
2. 前項の入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返金されることはありません。

第 5 条（会員資格の有効期間と有効期限）

1. ジュニア会員資格の有効期間は 1 年間とし、その有効期限は会員証に記載された有効期限月の月末までとします。
2. ジュニア会員資格は、会員等が有効期限月の 2 ヶ月前までに退会を申し出た場合を除き、自動的に更新されます。但し、友の会が、引続き会員等として認めることが相当でないと判断した場合はこの限りではありません。

第 6 条（サービスの利用停止及び会員資格の喪失）

1. 友の会は、会員等が次の各号に掲げる禁止行為を行った場合、会員等のチケット購入サービスの利用を停止することができます。
 - (1) 転売・譲渡等を目的に、サービスを利用してチケットの購入をしたとき
 - (2) 宝塚歌劇公式リセールサービス以外でチケットを転売したとき
2. 友の会は、会員等が本規約ならびに規約等に違反した場合または次の各号に掲げる禁止行為を行った場合、当該ジュニア会員の会員資格を喪失させることができます。
 - (1) 友の会入会申込みまたはサービスの申込みに際し、虚偽誤記または記入漏れがあったとき
 - (2) 転売・譲渡等を目的に、サービスを利用してチケットの購入をしたとき
 - (3) 宝塚歌劇公式リセールサービス以外でチケットを転売したとき
 - (4) 営利目的でサービスを利用したとき

- (5) 会員証の貸与・譲渡・質入・預託等の行為が確認されたとき
 - (6) 上演中の写真撮影・録音録画行為が確認されたとき
 - (7) 他のお客様・出演者・劇場係員等関係者に対する迷惑行為が確認されたとき
 - (8) その他の友の会が会員として不適切な行為と判断したとき。
3. ジュニア会員が、会員資格を喪失した場合には、会員証記載の有効期限前であっても、会員は速やかに会員証を返還するものとします。

第 7 条（個人情報の収集、利用ならびにその保護）

1. 会員等は、第 1 条第 4 項のサービスの提供・友の会における新サービス等の市場調査及び開発・情報提供サービス関連業務における宣伝広告物送付等の営業案内等を目的として、友の会が、本規約・規約等・規定・特約に基づき届け出のあった会員の情報を収集及び利用することに同意するものとします。
2. 友の会は、第 1 項により知り得た会員の情報について、保護管理措置を講ずるなど、その取扱いに十分注意するものとします。

第 8 条（規約の変更・承認）

1. 友の会は、合理的必要性がある場合には、本規約の目的に反さず、かつ相当な範囲において、本規約を改定できるものとします。
2. 前項による本規約の変更に際しては、変更後の本規約の内容と適用開始日を、インターネットその他の相当の方法で予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（2025 年 9 月改定）